令和５年１０月１３日

加東市長　岩　根　　正　様

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会
会長　梅野　巨利

適正な水道料金について（答申）

令和５年６月２３日付け諮問第１０号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を行った結果、本審議会として意見を集約したので、別紙のとおり答申します。

適正な水道料金について

答　申　書

令和５年１０月１３日

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会

目　次

はじめに …… 1

1　水道事業の現状と課題 …… 2

2　水道料金の基本的な考え方 …… 2

3　経営状況の見通し …… 3

4　水道料金の改定案 …… 3

5　附帯意見 …… 4

おわりに …… 5

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会　審議経過 …… 6

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会　委員名簿 …… 7

はじめに

加東市の水道事業は、3町合併後の人件費削減効果と県営水道受水費の値下げ等での利益確保分を市民に還元するとして、平成21年度と平成24年度に水道料金改定による引下げを行った。そして、これ以降は、消費税増税に伴う2度の料金改定を除き、実質的な料金改定は実施しておらず、水道施設運転管理及び会計等事務業務などの民間委託による業務改善、浄水場を廃止するダウンサイジングによる施設の合理化など、徹底した経費削減を行うことで現行料金による健全経営を維持してきた。

しかし、近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会や節水機器の普及等により料金収入が減少する一方、老朽化する施設等の更新時期の到来による将来的な財源不足が懸念されるなど、極めて厳しい状況が見込まれる。

持続可能な水道事業経営を行うためには、厳しい経営環境の中でも、施設等の老朽化や耐震化のための更新費用を総収益で賄えることが前提条件となる。そのため、令和元年度に、水道事業収益の根幹である水道料金について、適正な料金水準及び料金体系の検討を行った。

令和元年度の検討においては、長期的な見通しを立てた結果、令和19年度以降に当年度純損益はマイナスとなり、令和26年度には資金残高もマイナスが見込まれることとなった。この検討の根拠とした50年間の投資・財政計画では、事業投資の平準化が図られておらず、特定の時期に著しく偏った更新需要の増大に対応しつつ、急激な料金の変動をも回避するためには、令和6年度に改定率5％の料金引上げを行い、以降も12年ごとに引上げの改定が必要である、という結論に至り、答申を行った。

併せて附帯事項において「引き続き4年ごとに適正な料金見直しの検討を行う」旨、「施設等の計画的な更新により、事業運営を効率化するため、アセットマネジメントを導入する」旨を提言している。これは、令和元年度の料金検討時の資産管理手法が簡易なアセットマネジメントに留まっており、国が示す標準的な検討手法（３Ｃ）を満たしていなかったことから、市の水道ビジョンで掲げる4年後の再検討となる令和5年度までに、水道施設台帳を整備し、アセットマネジメント詳細版（４Ｄ）を導入することで、より詳細な検討が可能になることを期待したものである。

令和元年度の料金検討から4年が経過した今年、本審議会では、適正な水道料金について改めて審議を行い、一定の結論を得たので、次のように答申する。

1　水道事業の現状と課題

本市では、単身世帯や外国人転入者の増加に伴い、給水件数が増加している。

一方、料金収入については、基本料金が増加し、逆に口径区分ごとに逓増制を採用する従量料金が減少する傾向にあり、結果として、給水収益の落ち込む状況が懸念される。

このほか、令和2年度から令和4年度までの3か年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた一般家庭の外出自粛や事業者等の経済活動の停滞によって、本市の水需要が一時的に大きく変動した。令和5年度に入ってからは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、感染対策は個人・事業者の判断が基本となったことで、水需要も令和元年度以前の状況に戻る傾向にある。

これからの水道事業は、収益面での厳しさが予測される中、水道施設等の老朽化及び耐震化への対策が急務であり、今後、改築等、更新需要がさらに拡大する見通しであるため、収益を確保する必要があり、その方策として、適正な水道料金を検討しなければならない。

2　水道料金の基本的な考え方

水道料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第21条第2項）とされている。

また、料金が「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」等（水道法第14条第2項各号）が、供給規定に定めるべき条件として求められている。

このほか、総務省、厚生労働省は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額として、資産維持費（対象資産に標準3％の資産維持率を乗じた範囲内）を総括原価に含める必要があるとしている。

3　経営状況の見通し

本答申の「はじめに」で記載したとおり、令和元年度の料金検討時に行ったアセットマネジメントは簡易版であり、適正な水道料金を検討するに当たっては、より正確な更新計画を見込み、財源見通しの質を向上させるため、詳細版アセットマネジメントの導入を図る必要があった。

そこで、令和5年度検討の投資・財政計画では、資産をより詳細に把握し、最新の市人口ビジョンをもとにした水需要予測を行った上での詳細なアセットマネジメントを実施し、更新需要及び財政収支の50年間にわたる長期的な見通しを立てた。

その結果、令和10年度以降の当年度純損益はマイナスとなり、令和38年度には資金残高もマイナスが見込まれるため、依然として事業の持続性が危ぶまれる見通しとなった。

4　水道料金の改定案

向こう50年間で収支均衡を保つための収益確保策として、水道料金の改定案を検討する上で、調査・審議に主眼を置いたのが、前回検討の簡易版アセットマネジメントと、今回検討の詳細版アセットマネジメントの投資計画における差異であった。

詳細版アセットマネジメントでは、固定資産の耐用年数について、設備ごとに期待できる耐用年数を設定し、これをもとに事業の持続性の観点から経済性と機能性を考慮した具体的な耐震化更新計画を策定している。結果として、50年間の更新需要の総額は簡易版アセットマネジメントより増加したものの、建設改良費に関しては、施設規模の適正化や管路更新の優先度を検討することで、投資額の平準化を図り、これにより将来更新需要の急激な増大が抑えられている。また、投資財源についても現在利用可能な起債を加味しており、現実的で持続可能な投資計画となっている。

上記の投資計画を踏まえた上で、改定案の検討にあたっては、世代間負担の公平性に配慮して、料金負担を相対的に小さくする必要があり、また、頻繁に料金が変動することは利用者にとって望ましいことではないとの考えがある。これらの点に関して、委員から異論はない。

令和5年度の水道料金検討では、一度の改定で大幅な料金上昇となること、また頻繁な料金変動となることの双方に配慮した結果、料金改定周期を8年ごととする将来シミュレーションが適切であると判断した。また、料金改定の初回実施年度は、前回答申の令和6年度料金改定を見直し、当年度純損益がシミュレーション上でマイナスに転じる令和10年度を妥当とした。

ただし、今回の検討内容は、あくまでも最新のアセットマネジメント計画を反映させた事業の将来見通しから想定されるシミュレーション結果に基づいたものであり、今後の経営状況によっては、投資・財政計画の見直しで改定率などを修正する余地があることに留意が必要である。

5　附帯意見

50年先の事業経営の先行きは不透明で未知数な部分が多く、料金改定による引上げは、単身世帯等の水道少量利用者への影響も懸念されるため、令和元年度の答申と同様に、以下の点について意見を附す。

1　定期的な水道料金の見直しについて

期間的負担の公平に配慮しつつ、大幅な料金改定とならないよう社会経済情勢や水道事業の健全経営の観点を踏まえ、本市水道ビジョン及び経営戦略に基づき、引き続き4年ごとに適正な料金見直しの検討に努められたい。

2　投資財源の確保について

企業債の発行抑制については、自己資金の確保状況も踏まえ、継続検討することとし、その他の財源（国庫補助金等）の確保に努められたい。

3　健全経営の取組みについて

近隣市町との広域連携のほか、さらなる民間活力の利用、第三者委託による官民連携の検討など、今後も経費の削減や収益の確保について検討し、水道事業の健全経営が維持できるよう、引き続き努められたい。

4　計画的な施設等の更新について

アセットマネジメントの導入により、施設等の老朽化に対応し、水道料金への影響を併せて考慮した更新計画を策定されているので、今後は、この計画に従った更新を行い、事業運営の効率化に努められたい。

5　住民への周知について

料金改定を行う場合は、利用者の理解が正しく得られるよう、水道事業に関する情報公開、広報活動の強化に努められたい。

以　上

おわりに

水道事業において顕在化する老朽施設等の更新や耐震化対策、人口減少等による料金収入の減少といった課題に対応していくためには、加東市水道ビジョン及び経営戦略で示す投資・財政計画の着実な推進が必要である。

令和元年度の審議会では、水道料金の改定はやむを得ないとの意見が多数を占めていた。詳細なアセットマネジメントを行い、再度財政シミュレーションを行った結果、令和5年度の審議会では、水道料金の改定時期を令和10年度と見積もった。

ただし、改定については、必要な事業費が確保される範囲内において、今後の決算見通しや社会経済状況を十分に見極めながら、慎重かつ柔軟に判断されたい。

最後に、事業の持続性を確保するため、本答申で示した検討結果を踏まえ、今後の事業経営に取り組まれたい。

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会　審議経過

回　数	開催日時・場所	協議事項等
令和 4 年度		
第 3 回	令和 4 年 11 月 14 日（月） 14：00～ 加東市役所 2 階 201 会議室	・経営戦略の改定について ・上下水道料金について
令和 5 年度		
第 1 回	令和 5 年 6 月 23 日（金） 14：00～ 加東市役所 3 階 301・302 会議室	・諮問　適正な水道料金について ・施設・管路更新計画を踏まえての水道料金及び下水道使用料の検討
第 2 回	令和 5 年 9 月 15 日（金） 14：00～ 加東市社公民館 2 階 視聴覚教室	・適正な水道料金について （答申案の審議） ・加東市水道事業及び下水道事業の取組評価 ・加東市水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略の投資・財政計画の進捗状況

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会　委員名簿

区　分	審議会役職	所属等	氏　名	任　期
学識経験を有する者	会長	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅野　巨利	R3.7.19～在任中
		近畿税理士会 社支部	小倉　康	R3.7.19～R5.7.18
	会長職務代理者	近畿税理士会 社支部	柿本　靖史	R5.7.19～在任中
	会長職務代理者	近畿税理士会 社支部	神田　耕司	R3.7.19～R5.7.18
		近畿税理士会 社支部	三ツ井　英春	R5.7.19～在任中
関係団体から推薦された者		加東市区長会	北山　敏則	R5.4.1～在任中
		加東市消費者協会	小林　邦子	R3.7.19～在任中
		加東市区長会	鷹尾　良晴	R4.4.1～R5.3.31
		加東市商工会	吉田　伊佐見	R3.7.19～在任中
一般公募による市民			臼井　すず子	R3.7.19～R5.7.18
			藤井　博之	R5.7.19～在任中
			丸山　美智子	R3.7.19～R5.7.18
			山上　実佳	R5.7.19～在任中
市長が必要と認める者		加東市まちづくり 推進市民会議委員	村上　加奈子	R3.7.19～在任中
		加東市総務財政部 部長	肥田　繁樹	R4.4.1～在任中

※区分単位で50音順（市選出職員を除く）、敬称略